

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年9月21日(水) 10時から10時40分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第19号 非農地証明について

第4 議案第20号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第5 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 川畑 金徳

次長 富田 好仁

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 嘉藤 永子

7.会議の概要

事務局	おはようございます。定刻前ではありますが、瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。本日の委員の出席状況でございますが全員出席です。それでは開会にあたりまして会長に挨拶をお願いいたします。
議長	【挨拶】
事務局	それではこれの使い方ですけど、しゃべられる時には赤いボタンを押してしゃべってください。
9番委員	座ってて発言していいですか？
事務局	立ったほうがいい。それでは、議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、堯会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、会を進めていきたいと思えます。議案の審議に入ります前に、議事録署名委員の指名をいたします。9番川島委員、10番数原委員を指名いたします。よろしいですね。お願いします。
	日程第2、会期は、本日一日限りといたします。 【異議なし】の声が聞こえる。
	日程第3、議案第19号「非農地証明について」を議題といたします。調査員は永井委員・元委員・吉見推進委員となっております。永井委員からお願いします。
8番委員	議案第19号1、非農地証明について調査員は元委員・吉見推進委員と私（永井）、事務局から1人来ました。土地の表示 瀬戸内町大字古志字中田ノ二 399番「畑」1,618㎡ うち266㎡。 合計1筆266㎡です。 願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 登記名義人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 非農地に至った理由並びに現在の管理状況です。申請地は不作・不適、不便などやむを得ない事情によって、耕作放棄され、森林原野化し、農地への復元が出来ないと認められる土地であり、林道からの豪雨により洗堀され、治山事業により水路として復元している。今回、非農地証明願いは工事面積の266㎡を申請し、許可後、保安林に地目変更するものである。一応、下のほうに地図と5ページのほうにカラー写真がありますので、お目通しをお願いします。
議長	続けて19号の2の説明も。
8番委員	議案第19号2、非農地証明について調査員は19号1と一緒にです。土地の表示 瀬戸内町大字古志字中田ノ二 400番「畑」808㎡ うち107㎡。 合計1筆107㎡です。 願出人：大島郡和泊町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 登記名義人：奄美市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏 これも19号1と同じ内容です。これも写真は5ページにカラー写真がありますので、よろしくをお願いします。
議長	はい、調査・説明は終わりました。これから19号1について審議にいたします。みなさんからご異議ありませんか？
5番委員	はい。
議長	はい、岡野委員。

5 番委員	初めてですね、畑の中のうち 266 m ² とかありますけど、1,618 m ² の 266 m ² を非農地にするってことですね？
8 番委員	はい、その通りです。
事務局	補足説明としましては、みなさんこの案件は令和 3 年 6 月の総会で農用地転用で審議されてると思うんですけど、何か思い出しません？農用地転用で審議されてるんですよ。この案件ですね。これは引き続き農用地除外で審議された後にすぐ非農地にしたらよかったんでしょうけど、当時の申請人の大島支庁林務水産課がちょっと事務処理を怠ったんだと思います。まあそういう案件です。
5 番委員	これはあの 1,618 m ² の中の 266 m ² を非農地するんですけど、この畑は引っ付いてるんですか？
事務局	はい。まあ要はですね、写真にもあるように水路を工事してますよね。
5 番委員	ああ、はいはい。
事務局	その部分についての保安林として指定したいというようなことです。
5 番委員	ああ、分かりました。
議長	他に？はい、碩委員
3 番委員	農地転用であったんですけど、これは治山事業の時に実際は大島支庁のほうから農地転用ということは私はちょっと出たのは覚えてないんですけど、それで治山事業だから別にもう治山事業が終わってるから証明書の発行基準が第 2 条第 8 項を適用されてる訳ですよ？
事務局	はい、その通りです。
3 番委員	実際には、大島支庁のほうで農地転用を取らなければいけなかったと。
事務局	いや、農地転用取ってるんですよ。
3 番委員	取ってから治山事業に入ったわけ？
事務局	です。
3 番委員	はい、了解。
	いやあの、昨年ですね 6 月 18 日の第 6 回農業委員会総会において審議した結果、適当であると認めますと。いうのを農業委員会から町長宛てに意見書を出しています。
3 番委員	治山事業が終わってからの話だよ。
事務局	いやいや
3 番委員	やる前に？
事務局	ですよ。
3 番委員	了解。分かりました。ありがとうございます。
議長	他に質疑ありませんか？質疑ありませんか。 質疑がないようですので、審議を終結いたします。それでは、議案第 19 号 1 については、原案通り賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって、議案第 19 号 1 は原案通り決定されました。 続きまして、議案 19 号 2 を採決いたします。議案第 19 号 2 については、原案通り賛成の方は挙手を願います。

	<p>【全員挙手】 挙手多数であります。したがって、議案第 19 号 2 も決定されました。</p>
	<p>日程 4、議案第 20 号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」についてご説明いたします。資料の 7 ページになります。手元に別に 9 ページのほうを差し替えてもらえたらお願いします。それではまず 7 ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定については、公告日を令和 4 年 9 月 28 日を予定しております。内容につきましては、畑 8 件で 35 筆、田 1 件 6 筆で、貸し手 10 人、借り手 4 人、合計面積 26,171.78 m²となっております。内容の明細につきましては 8 ページ、9 ページに計画総括表として掲載しておりますので、後ほどご覧下さい。(件数が)多いので、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えておりますのでご審議よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>議案の説明は終わりました。これから議案 20 号の審議に入ります。質疑ありませんか？</p>
事務局	<p>その前にちょっと説明したいと思います。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局	<p>あのですね、整理番号 32 番・33 番・34 番・35 番。使用期間 5 年となっておりますが、申請者のほうから 10 年に変えてほしいということがあったものですから、この場で、訂正申請をお願いしたのですが。よろしくお願いたします。整理番号の 32・33・34・35、5 年を 10 年に。</p>
議長	<p>35 までね。</p>
事務局	<p>お願いします。</p>
議長	<p>差し替えた中に入ってるわけ？</p>
事務局	<p>機構 14 の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが上下逆となっていましたので差し替えいたしました。</p> <p>すみません、これもう 1 回、10 年に変えたものを差し替えたいと思います。また、あれなので。これ機構が 18 番までありますので。これ差し替えますので、すみません。間違ってますので。</p>
議長	<p>これ追加があるということ？</p>
事務局	<p>すみません、8・9・10・11 ページ。ちょっと修正して、来月の総会でよろしいですかね？差し替えたいと思います。大変申し訳ありません。</p>
議長	<p>このページについては、先ほど事務局から報告がありましたように、これをもう 1 回作り直して差し替えするということですので、よろしいですね。</p> <p>それでは議案 20 号、他に質疑ありませんね？</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは、議案第 20 号、採決いたします。第 20 号は原案通り賛成の方は挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】 挙手多数であります。したがって、議案第 20 号は原案通り決定されました。</p>
	<p>日程 5、報告第 13 号、「農地の一時転用届出について」を事務局のほうからお願</p>

	いします。
事務局	報告第 13 号、「農地の一時転用届出について」。土地の表示「瀬戸内町大字勝浦字三田 118 番 1」、畑、1,278 m ² 。合計 1 筆 1,278 m ² 。通知者、借人：「瀬戸内町大字勝浦 117 番地」前田建設工業・岩田地崎建設・丸福建設 建設共同企業体 所長 亀田 剛史、貸人：「奄美市名瀬〇〇〇〇番〇号」〇〇〇〇氏。賃貸借契約の内容：賃借権の設定（公共工事に伴う現場事務所用地として造成が必要となったため）貸借期間：令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日 下のほうに参考として書いてますが、これは当初平成 30 年 12 月 17 日から一時使用されているものの、延長ということです。よろしくお願いいたします。
議長	これは報告で終わりたいと思います。日程 6、協議会に入りたいと思います。諸般の報告をお願いいたします。
	協議会 （1）行事予定について （2）その他
事務局	以上を持ちまして、第 9 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和 4 年 9 月 21 日

署名委員

署名委員